

1 結果概要

<p>(1) 内容</p>	<p>令和3年度を計画開始年度とする第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画について、素案がまとまったことから、市民の皆様から計画に対する意見を募集しました。</p>
<p>(2) 募集期間</p>	<p>令和2年12月10日（木）から令和3年1月8日（金）まで ※期間中の令和2年12月12日（土）に市民懇談会を開催し、来場された方の意見を伺いました。</p>
<p>(3) 意見提出の対象者</p>	<p>市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所を有する方（法人含む）、この計画に利害関係を有する方</p>
<p>(4) 公表した資料</p>	<p>第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画（素案）</p>
<p>(5) 意見提出者及び意見数</p>	<p>8名、21件 ※第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る市民懇談会（令和2年12月12日開催）において伺った意見も含まれます。</p>

2 提出された意見等

提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

番号	見出し等	意見等	市の考え	修正
1	第4章「施策の展開」	「地域でできること」の中には市民・関係団体とありますが、アンケートや地域懇談会などの集計にも「地域住民等」という文言が繰り返し出ます。従って、「地域でできること」の表現を「地域住民のできること」又は「地域住民の取組」のようにすることを提言します。	「地域でできること」には、地域住民をはじめ、関係する団体や事業所等と協力して活動することが含まれるため、「地域住民」と限定せず、「地域」として広い意味で捉えたいと考えております。	
2	全般	障害福祉計画・障害児福祉計画の中で、音声で読み取る仕組みが紹介されているが、似たような仕組みがあるのか。	本計画においても、文章を音声で読み取ることができる音声コードを導入する予定です。	
3	全般	第3期計画の振り返りと課題 ①日常生活における地域福祉の視点の不足 全体を通して、認知症を中心とした周知啓発や施策の推進は図られたものの、その他の障害や生活上の困難（孤立・孤独の問題、ひきこもりの状態にある人への支援、高齢者以外の世代の困難など）に関する理解や施策の実現は不足していたのではないかと。 また、地域福祉は、法制度に位置づけられた事業として、あるいは災害時などの非常時に行われるものだけではない。むしろ、地域福祉は市民の日常生活の中に位置づけられ、法制度とそれに基づく行政の事業がまだ見落としている部分の支援や福祉が発展し、法制度や事業に盛り込まれていく。そのように考えると、第3期計画は平時の福祉を活性化し、それを新たな事業として起こしていくことができたとはいえないのではないかと。この点については、第4期計画の策定においても不足している視点だといえる。特別な研修やイベントを開催するのではなく、市民が暮らしの中で福祉にかかわる機会の創出を目指し、自然発生的に小グループ・小地域の活動が立ち上がり、その活動を発展させて、やがて大きな団体での活動や行政の事業につながるという地域福祉発展のフロー図を描いて計画策定を行う必要があると考える。	現在、社協では小地域福祉活動として、身近なサロン活動の立ち上げや活動の支援を行っています。御意見を参考にさせていただき、今後、検討してまいります。	
4	全般	第3期計画の振り返りと課題 ②多世代・多様な属性を持った市民・住民の参加の不足 第3期計画では、多世代の市民・住民、多様な属性を持った市民・住民が福祉に関心を持ち、その活動に参加する機会を十分に作ることはできなかったのではないかと。ほんちよう児童館の開館は中高生の子どもたちに焦点を当て、居場所を作ることができた一つの成果であると考えますが、中高生の子どもたちが主体的に児童館事業にかかわり、企画するまでには至っておらず、また児童館を足掛かりに地域福祉に参加するまでには至っていない。 外国籍の住民の福祉についても、あくまで支援される側として地域福祉の中に位置づけられているように感じられる。地域活動に外国籍住民にも参加し、支え合いの社会の中で、支える側としてその力を発揮することが今後増えていくであろうし、増やしていくという視点が第4期計画には必要だろう。	御意見を参考にさせていただき、今後、検討してまいります。	

番号	見出し等	意見等	市の考え	修正
5	全般	<p>第3期計画の振り返りと課題 ③地域の課題</p> <p>社協の取組として地区ごとの小地域活動を進めてきたと記述されているが、多くの市民・住民にとっては、小地域や地区の範囲、その活動拠点について周知されている状況とはいえない。その活動実績とともに、第4期計画では市民・住民に小地域活動について明確に示していく必要があると考える。</p> <p>また、「第2層協議体」という言葉が見られるが、市民・住民にこの言葉や制度が浸透しているとは考えにくい。解説を加えたり、わかりやすい言葉に置き換えたりすること、今後この協議体について市民・住民の理解を促すことが必要だろう。</p> <p>また、地域の見守りの成果として書かれているものが、配食サービス等事業者によるものばかりであり、地域住民どうしのつながりによって実現されたものが多くないことが第3期計画での課題だろう。また、自治会・町内会の加入率の低さについて記述されているが、その加入率の上昇を目指すこと以外に地域課題の解決の方法を挙げてもらいたい。保育園・幼稚園の保護者会やPTAが自治会・町内会と協力して活動を行っている場合もある。このような交流についても地域活動や地域福祉の活性化につなげることはできないだろうか。事業者だけではなく、市民団体と協働することのできる機会が実はあった。</p> <p>2020年末の臨時相談窓口設置の際、食品支援に市内の子ども食堂やフードパントリーの運営団体に対して、社協から活動協力の呼びかけを行ったが、応じる団体がなかったと聞いている。今回実現しなかったことは非常に残念ではあるが、引き続き、人的支援、財政支援だけではなく、社協と団体とがともに活動し、団体相互の連携も深める機会を作ること計画に盛り込んでほしい。</p> <p>これまで述べてきたように、地域の社会資源をつなげ、福祉の網の目を張り巡らすためにはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置が重要である。第4期計画ではCSWの配置について検討されることになっているが、検討のための場や、検討するにあたって必要な視察や研修などの具体的な事業が書かれていない。本計画の終了までにCSW配置の検討として行うべきことを明確に記述すべきではないか。地域福祉を実現するためには、制度を設計し、窓口で申請を待つ姿勢では不十分である。地域に入ってニーズをくみ取り、積極的に支援の必要な人にアプローチを行う「アウトリーチ活動」に取り組まなくてはならない。しかし、第4期計画素案ではアウトリーチ活動にはほとんど触れられていないため、各項目における事業を点検して、アウトリーチ活動としての取組を加える必要があるだろう。</p>	<p>社協の小地域活動については、今後もホームページ等での周知に努めてまいります。</p> <p>第2層協議体については、市民に理解していただきやすいよう、巻末の用語説明のほか、コラムを掲載し、解説いたします。</p> <p>地域の見守りについては、御意見を参考にさせていただきます、今後、検討してまいります。なお、第4期地域福祉活動計画における社協の取組では、「社会福祉法人の連絡会議の立ち上げ」、「機関連携研修会」、「子どもの貧困対策に関わる団体への支援」、「地域住民の交流の活性化」、「外国人への支援」などを掲げており、今後、社会福祉関係団体との連携を深めるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、CSWの配置につきましては、関係機関等との連携を進めていく中で、検討してまいりますので、現行案のとおりとさせていただきます。</p>	
6	第1章「計画の策定にあたって」	<p>編集について 下記の図について、説明の文字のポイントを大きくしていただくことで目を通す人が理解し易いと思う。 P.2 「地域共生社会とは」の図 P.4 下段の図</p>	御提案のとおり修正いたします。	有

番号	見出し等	意見等	市の考え	修正
7	第2章「市を取り巻く地域福祉の現状」	<p>統計・調査 データや指標・目標数値の課題</p> <p>① 統計データの分析と表記の課題</p> <p>第2章における統計データやアンケート調査の結果の分析と表記に課題がある。データは掲載されているが、分析は数値をそのまま言葉で記述しているにすぎず、これらのデータに対して、地域福祉の視点から注目すべき点が明らかにされていない。また、これらのデータから朝霞市において必要とされている地域福祉の分野や施策を分析するような記述も見当たらない。たとえば、13ページの出生数は「減少傾向にある」と書かれているが、これを上昇させるための地域福祉における施策が必要だと捉えているのか、出生数が減少しているために子育てに関する福祉の必要性も減少しているかと捉えているのか、市の視点を読み取ることができない。生活保護世帯数及び保護人員も減少傾向が続いていると記述されているが、これは生活保護を受けずに暮らすことができる人が増えたと捉えているのか、生活保護制度を必要としている人をつなげることができていないと捉えているのかによって、地域福祉計画は大きく異なるのではないか。その分析結果の妥当性を推進委員会で諮り、計画に反映させていくことも必要だったのではないだろうか。</p> <p>アンケート調査においては、グラフの表記にも問題がある。22ページの「身近な地域の課題について」のグラフは、左側と右側で最大値が異なっており、左側の項目から徐々に右側の項目の最後に至るまで値が少なくなるグラフになるはずが、そのように表記されていない。誤解を生む可能性もあるため、最大値は両方のグラフで同じにすべきではないか。</p> <p>同様に25ページのグラフも、左側の「手助けしていること」は最大値が6%であり、右側の「手助けしてほしいこと」は最大値が60%であるが、両方の数値がまるで同じように存在しているかに見える。そもそも、「手助けしてほしいこと」の割合が圧倒的に「手助けしていること」の割合よりも多い。「手助けしていること」のそれぞれの項目に分散しているから少ないというよりも、手助けをしている人が少ないために、このような値になっているのではないか。「手助けしていること」と「手助けしてほしいこと」の両者に大きな隔たりがあることこそが、地域福祉にとって課題である。23ページ「ボランティア活動への参加状況」「ボランティア活動に参加できない理由」などのデータと合わせると、住民は手助けしてほしいことがあっても、自分が手助けしていることは少なく、住民に限られた時間の中でも地域の支え合いに参加できるように促すことが地域福祉計画の中で重要な取組であるといえるのではないか。このような各データを統合して課題を明らかにする分析が不十分である。</p> <p>32ページの左側「情報交換や連携先」のグラフと、右側の「情報交換や連携強化先」のグラフがこれまでと同様に、最大値が異なっていて比較しにくい。連携強化先は確かに市役所が最も高いものの、現在の連携先と答えた割合よりは低いということは、今の連携を十分としているからなのか、他の連携先を求めているからなのかといった点について分析する必要がある。これらのデータは数値の比較よりも丁寧な分析を行い、その分析についての記述が必要ではないか。</p>	<p>統計データでは、数値は把握できるものの、その数値の傾向に至る理由までは把握していないため、分析結果の妥当性を推進委員会に諮ることは難しいと考えております。</p> <p>22ページの数値幅については、御指摘のとおり、修正いたします。</p> <p>25ページのグラフについては、それぞれ異なるものを並列しており、それぞれの項目に数値を横に記載する対応を取っておりますので、現行の掲載で御理解ください。</p> <p>統計データの具体的な分析までは、現状では難しいですが、御指摘のように住民は「手助けしてほしいこと」があることから、今後も、ボランティア情報の提供や登録者を増加していけるよう取り組んでまいります。</p>	有

番号	見出し等	意見等	市の考え	修正
8	第2章「市を取り巻く地域福祉の現状」	<p>統計・調査 データや指標・目標数値の課題</p> <p>②指標・目標数値の課題</p> <p>市と社協の取組の指標・目標の設定にも課題がある。そもそも、指標・目標が計画の進捗や実績を測るものとして適切であるかどうか疑問に感じるところが少なくない。また、その数値があまりにも少なく、現状維持以上の目標になっていないところもある。たとえば、「方向性1 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり」における市の主な取組の成果指標・目標となる数値が、「生活困窮に関する相談件数」で適切なのか疑問である。「仕組みづくり」を方向性として掲げるならば、「①重層的支援体制整備事業の検討」に関する協議の場の設置とその協議開催を指標とすべきではないか。</p> <p>「方向性3 保健医療・社会福祉サービスの充実」における社協の取組として、「機関連携研修会の実施」が挙げられているが、保健医療・社会福祉それぞれの分野の専門職が互いの支援について理解し協働するためには、目標値が令和7年度までに年1回実施というのは少なすぎるのではないか。</p>	<p>「地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり」は、第4期計画で新たに位置付けました。事業については、どのような体制・手法で実施するかを検討をこれから始めていくため、現時点では指標に位置付けることができませんでしたので、御理解ください。</p> <p>また、「機関連携研修会の実施」についても、初めての取組であることから指標では1回としておりますが、今後、連携について努めてまいります。</p>	
9	第4章「施策の展開」 方向性2「相談支援体制の充実」	<p>総合相談の窓口などで、若年性認知症や高次脳機能障害への相談に応じていくことを記載して、計画に高次脳機能障害のことも記してください。</p>	<p>個別の障害や疾病については、高齢者総合相談や障害者相談で連携して対応してまいりますので、現行案のとおりとさせていただきます。</p>	
10	第4章「施策の展開」 方向性3「保健医療・社会福祉サービスの充実」	<p>第5次朝霞市総合計画後期基本計画に「福祉サービスの充実」のところで、「介護者の支援に取り組みます。」とあります。長寿はつらつ課の見解は、埼玉県ケアラー支援条例を見越してのことであると伺っています。この地域福祉計画にも65ページの介護サービスの次に「介護者支援」という文言を挿入されることを提言します。</p>	<p>高齢者の介護者支援については、現在策定中の「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に記載する予定ですので、現行案のとおりとさせていただきます。</p>	
11	第4章「施策の展開」 方向性4「権利擁護の推進」	<p>「認知症や知的障がいのある人、精神障害のある人など」と記されていますが、「認知症、統合失調症、知的障害、高次脳機能障害、遷延性意識障害のある人など」といった表現に直し、高次脳機能障害も成年後見制度の対象であることを明示してください。</p>	<p>成年後見の対象となる大きな括りで「障害のある人など」としておりますので、現行案のとおりとさせていただきます。</p>	
12	第4章「施策の展開」 方向性4「権利擁護の推進」 方向性5「生活困窮者等への支援の充実」	<p>地域福祉と人権の課題</p> <p>①地域福祉をいつでもだれでも受けられる者にするための視点</p> <p>福祉のあり方として、生まれてから命が終わるまで途切れることなく、その都度必要な支援を受けられる状況にすることが理想である。即座にこの理想の状態に至ることはできないが、第4期計画で、個人のライフステージ全体を見渡して、その段階ごとに必要とされている福祉制度を用意することを目指す記述が不足していると考えます。また、病気や障害を負うことになったり、収入を得ることができなくなったりするなど、個人の人生で起こりうる多様な危機や変化に対応するための福祉という視点が足りない。新型コロナウイルス感染症の拡大によって、これまで収入や住まいがあり生活できていた人でも、急に困難に陥るような状況である。困難を予想していなかった人、周囲も困難に陥ると認めていなかった人をいかに福祉の制度につなげるかという視点をもって、事業のあり方を再考してほしい。</p>	<p>本計画は、個人のライフステージごとでなく、地域で基本理念を実現できるよう、基本目標を掲げ、その施策ごとに分野を横断して、市及び社会福祉協議会、関係団体や市民（住民）の取組、できることを記載しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活に困窮される世帯が増加することが予想されます。御指摘の点を踏まえ、制度の狭間や複雑化・複合化した福祉の総合相談の充実に向けて、検討してまいります。</p>	

番号	見出し等	意見等	市の考え	修正
13	第4章「施策の展開」 方向性4「権利擁護の推進」 方向性5「生活困窮者等への支援の充実」	<p>地域福祉と人権の課題</p> <p>②地域福祉は人権保障であるという視点</p> <p>「方向性4 権利擁護の推進」が掲げられているが、成年後見制度や虐待防止に限らず、福祉は人権保障のための活動である。憲法第25条に「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されているように、福祉全体が人権保障に寄与する必要がある。このように考えると、高齢者・障害者への虐待は、暴力の問題だけではなく重大な権利侵害であり、それを訴え出ることができない可能性の高い人がさらされているという点でさらに手厚く権利擁護に取り組まなければならない。しかし、第4期計画でも虐待の早期発見・早期対応の事業に具体性がなく、通報を待っている姿勢が強い。成年後見制度についても、高齢者・障害者の親亡き後・配偶者亡き後の養護や財産管理を必要とする人が多くなっている現状において、市の指標・目標とされている「成年後見市長申立件数」はあまりに少ないのではないかと再検討を求めたい。そして、新型コロナウイルス感染症拡大によって、今後生活困窮者支援と生活保護の活用は増えていくと考えられる現状を踏まえて、厚生労働省は生活保護申請に関するホームページの冒頭に、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」と明記するようになった。しかし、第4期計画中の「方向性5 生活困窮者等への支援の充実」における記述は「自立の促進」「適正な運営」といった文言によって、当事者が頼ることよりも自力で努力することに重きを置いた表現になっている。生活困窮者がまずは安心して頼ることができる、支援を受けながら暮らすことができると感じられるように、生活困窮者支援や生活保護申請に対するスティグマを解消し、必要としている人を必ず制度につなげる施策としての表現に変更してほしい。</p>	<p>権利擁護については、認知症高齢者や障害のある人が増加傾向にあることから、今後、成年後見制度の利用促進に努めてまいります。市長申立て件数につきましては、身寄りのない認知症高齢者などの場合に市長による法定後見の開始の審判の申立てを行うもので、これまでの実績値よりわずかに多い件数を指標としていますので、御理解願います。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大によって、生活に困窮する世帯が増加することが予想されます。なお一層、民生委員・児童委員や社会福祉協議会とも連携し、支援を必要とする人が生活保護制度をはじめ、必要な制度を利用できるよう適切に対応してまいりますので、現行案のとおりで御理解願います。</p> <p>※市では、厚生労働省と同様の文言をホームページ及び配架している生活保護のしおり（パンフレット）に明記しました。今後も、支援を必要とする人が生活保護の申請につながるよう努めてまいります。</p>	
14	第4章「施策の展開」 方向性8「支え合い・助け合いの気持の醸成」	<p>「①認知症への理解の促進」が位置付けられておりますが、若年性認知症や高次脳機能障害についても、その障害への理解の促進を図っていくことを明記してください。</p>	<p>障害のある人等への理解の促進については、「第5次朝霞市障害者プラン」に位置付けておりますので、現行案のとおりとさせていただきます。</p>	
15	第4章「施策の展開」 方向性9「地域での見守りの充実」	<p>見守りについて現況を例示されていますが、第3期に於いて大きく特筆されていた「彩夏ちゃん見守り支援員事業」は死語になっているのでしょうか。固有システムとしては記載がありませんが、そのようになった経緯が若干説明があると、支援員証をお持ちの方々の意識が前向きになると思いますので提言します。</p>	<p>「彩夏ちゃん見守り支援員事業」は「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、「見守り支援事業」として再構築する予定で位置付けています。再構築する経緯等については、本計画では記載する予定はございません。</p>	

番号	見出し等	意見等	市の考え	修正
16	第4章「施策の展開」 方向性10「情報共有・発信の充実」	若者アンケート調査の結果では、LINEを活用している人がかなり多いようですが、身近にいる友人を例として見ると、情報発信の場合、LINEを活用している人が確かに多いですが、情報を受け取る媒体として、あまりLINEを使うことがなく、TwitterやInstagram等の媒体を使う人が多い。LINEで長文を読むことを敬遠する若者が多くて、今後情報発信する際に、写真や短文のほうが望ましい。	情報発信の方法につきましては、御意見を参考にさせていただきます、今後、検討してまいります。	
17	第4章「施策の展開」 方向性11「地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成」	「⑤認知症総合支援」だけでなく、若年性認知症や高次脳機能障害についても、若年性認知症ライゼの会や地域で共に生きるナノ・朝霞など、それぞれの団体の活性化を図っていくことを記してください。 なお、和光市社会福祉協議会第二次地域福祉活動計画では、施策の50番目に、高次脳機能障害当事者・家族の会の育成が位置付けられ、「わこう ほっと☆さぼーと」という団体が立ち上がって、現在も活動を続けておられます。	御指摘のとおり、障害のある人等の当事者団体への支援も重要だと考えておりますが、特定の団体への支援に限らず、地域で活動する団体への支援として、全般的に記載をしております。	
18	第4章「施策の展開」 方向性15「外出・移動の支援」	地域交通の充実により、高齢者の外出支援、社会参加推進による、生き甲斐の創出と介護予防について 高齢者において、外出して社会に参加することで、日々の生き甲斐を感じたり、適度な運動や考えることでの介護の予防になると思われれます。それは、高齢者を想定した施設を訪問するや、サークル活動に参加することでなくても、人々との触れ合いや移動やそこで発生する行為により得られるものであると考えます。昨今、高齢者ドライバーの事故が問題視され、運転免許証の自主返納を検討する人も多くいます。私の母は、運転免許証を自主返納をしましたが、その後外出の機会は極端に少なくなり、身体能力の低下や認知機能の低下が心配です。その要因に、地域交通の不便さがあります。市内循環バスは、日中4時間も運行がない時間があり、運行間隔も概ね1時間30分と、利用するには非常に不便です。朝霞市は、デマンドタクシーの運行もなく、タクシー利用となると高額で、よっぽどでないとは利用できない状況です。 高齢者が、気軽に外出できる地域交通網の構築として、路線バス、市内循環バス、デマンドタクシーなどの総合的な運行が必要です。また、民間送迎バスの市民の利用が可能とするなどの取り組みも必要と思われれます。例えば、朝霞パブリックゴルフ場の送迎バスに、地域の高齢者が無料で乗車できるようにするなど、交通空白地帯の対策も必要かと考えます。	新たな外出支援の確保の検討については、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中で位置付けており、高齢者のニーズに即した、より良い外出支援のあり方について検討を行っていく予定ですので、現行案のとおりとさせていただきます。	
19	第4章「施策の展開」 方向性15「外出・移動の支援」	高齢者が気軽に外出できることは非常に大切であり、高齢者の足を確保することは人権の確保であるともよく言われている。他の行政区域においても、似たような運動が様々な形態で行われており、ほとんどの活動は好評を得ている。現在、高齢者は年金が下がる一方で、医療費が上がっているという状況に直面しており、高額なタクシー代を支払うことは病院へのアクセスを阻害する要因の一つになっている。こうした現状を考慮し、福祉タクシーを一刻も早く実現させるよう努力してほしい。	新たな外出支援の確保の検討については、「第8期朝霞市地域福祉計画・介護保険事業計画」に位置付けておりますので、御意見を踏まえ、今後、検討してまいります。	

番号	見出し等	意見等	市の考え	修正
20	第4章「施策の展開」 方向性17「再犯防止の推進（再犯防止推進計画）」	再犯防止は必要であり、良いことだと考えているが、具体的対応方法を考えてそれを実行に移すとき、人権の考慮も必要不可欠である。例えば、認知症のある高齢者や障害のある方等をどのように対応していくべきかについてきちんと考える必要があり、権利擁護に対応できる組織を作らなければならない。	自己権利を表明することが難しい方々の権利擁護は非常に重要だと考えており、本計画においても「権利擁護の推進」として位置付けております。権利擁護と再犯防止の両立に対応できる体制の構築及び具体的な施策について、今後、検討してまいります。	
21	参考資料「用語説明」	認知症だけでなく、高次脳機能障害のことも用語説明の対象にしてください。	本計画に記載する場合は、用語説明に追記いたします。	